

臨時的任用教職員を募集しています

現在、十勝教育局では、臨時的任用教職員を募集しています。
十勝の子どもたちの教育のために、あなたの情熱を注いでみませんか？
応募をお待ちしております。

I 職種・任用形態等

① 職種

- 小学校教諭【急募】、中学校教諭（各教科）【急募】、養護教諭、栄養教諭
- ※ 欠員補充や産休・育休代替等



② 募集期間

- 随時～平成31年3月31日まで
- ※ 任用職種によって異なります。



③ 応募資格

- 校種、職種に応じた教育職員免許状を所有する方で、59歳以下の方。
- 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条により、次のいずれかに該当する者は任用できません。
【欠格条項及び欠格事由】
 - ・成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む） ・教育職員免許状取り上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者
 - ・禁錮以上の刑に処せられた者 ・公務員として懲戒免職処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

④ 勤務場所

- 十勝管内の小・中学校（希望勤務地がある場合はご相談ください。）
- ※学校勤務が未経験の方、経験があってもブランクがある方でも、管理職員や経験豊富な同僚職員がフォローしますので、ご安心ください。

☆ 次のような方はぜひご検討ください！

- 1度は諦めた教職への道を再チャレンジしたい！
 - 結婚や育児を機に退職したが、もう1度子どもたちの力になりたい！
- ※教員免許の更新が必要な方は、免許状更新講習の開設機関をご紹介できますので、お気軽にご相談ください。（※文部科学省のホームページ (http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/004/index.htm) にも掲載されています。）

II 勤務条件

① 給与等

- 給与は、給料、教職調整額、義務教育等教員特別手当等が支給されます。（該当する方は、通勤手当、住居手当等も支給）
- 期末・勤勉手当は、6月及び12月に在職期間等に応じて支給されます。
- 給料月額は、職種ごとに学歴や職歴に応じて決定します。

② 勤務時間

- 勤務時間：1週間につき、38時間45分
- 休日：土曜、日曜、祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
- 休暇：年次有給休暇（年間20日）、特別休暇 等

希望される方は、次の連絡先までお問い合わせください。

北海道教育庁十勝教育局企画総務課教職員係

住所：〒060-8588 北海道帯広市東3条南3丁目 十勝合同庁舎4階
電話番号：(0155) 27-8628
電子メール：tokakyo.somu1@pref.hokkaido.lg.jp